

仕 様 書

業務委託名称 : 令和6～10年度こども動物自然公園清掃等業務委託

業務委託場所 : こども動物自然公園 / 東松山市岩殿地内

履行期間 : 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

業務委託名称		令和6～10年度こども動物自然公園清掃等業務委託				
設計金額 ¥		円 (委託業務価格 ¥ 円)				
備考：履行期間 5年間						
名称	摘要	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
委託業務価格	令和6年度	1	年間			委託費内訳書のとおり
	令和7年度	1	年間			委託費内訳書のとおり
	令和8年度	1	年間			委託費内訳書のとおり
	令和9年度	1	年間			委託費内訳書のとおり
	令和10年度	1	年間			委託費内訳書のとおり
委託業務価格計						
消費税等相当額		1	式			
合計						

委託業務共通仕様書

(適用範囲)

- 第1条 この共通仕様書は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が発注する委託業務に適用する。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

(法令の厳守)

- 第2条 受託者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令を厳守しなければならない。

(業務の実施)

- 第3条 受託者は、業務の実施にあたっては、契約約款等で定める資格及び技能で適した者（以下「使用人」という。）を配置するものとする。
- 2 受託者は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務を持って業務を行うものとする。

(業務の実施責任)

- 第4条 受託者の行った業務の実施に瑕疵があり、または善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受託者は、委託者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受託者の責めに基づかないときは、この限りでない。

(業務責任者の指定)

- 第5条 受託者は、業務の実施にあたり、契約約款で定める業務責任者を選任し、次の任にあたらせるものとする。
- (1) 業務の実施に関する委託者との連絡及び調整
 - (2) 仕様書に基づく細部事項の打合せ
 - (3) 使用人の管理及び指揮監督
- 2 業務の実施に際し、委託者及び委託者の指定した監督員は、仕様書に基づく注文等を受託者の選任した業務責任者に対して行うものとし、使用人に対し直接これを行ってはならない。

(規律の維持)

- 第6条 受託者は、使用人の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

(異常又は事故報告)

- 第7条 受託者は、建物本体又は付帯設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに委託者に報告するものとする。
- 2 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに委託者に書面により報告するものとする。

(その他)

第8条 業務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
- (2) 電気、水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
- (3) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
- (4) 衛生に留意するものとする。

清掃業務共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この共通仕様書は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が発注する清掃業務に適用する。

2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

(業務の内容)

第2条 清掃業務は、特記仕様書に定める事項及びこれらに付随する一切の業務を行うものとする。

(業務の実施体制)

第3条 受託者は、業務を確実に実施するため、清掃に適した者（以下「業務員」という。）を適正に配置するものとする。

2 受託者は、業務の確実な実施を期するため、定期的に業務員に対する教育及び実地指導を行うものとする。

(業務計画書)

第4条 受託者は、以下の項目を記した業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし(3)については月ごとに作成し、各月の業務開始5日前までに監督員へ提出するものとする。

(1) 清掃内容（場所、時間等）

(2) 清掃の順序及び方法

(3) 月別清掃作業実施予定表

(4) 受託者組織表及び業務員名簿（住所、氏名、年齢、顔写真等）

(5) 緊急時の体制及び対応

(6) 使用機器一覧表（種類、名称、性能等）

(7) 業務員教育等の実施計画（内容、方法、予定年月日等）

(8) その他、監督員が指示した事項

(業務責任者)

第5条 業務責任者は、業務の実施中、受託施設等に常駐しなければならない。

(業務の記録及び報告)

第6条 受託者は、その日の清掃実施状況の特記仕様書に定める様式へ記録し、業務終了後速やかに監督員等に報告しなければならない。

2 受託者は、月別清掃作業実施報告書を作成し、毎月の業務終了後速やかに監督員へ提出しなければならない。

(緊急時の措置)

第7条 業務員は、業務実施中に施設に係る異常を発見したときは、可能な措置を講じるとともに、監督員又は委託者へ通報しなければならない。

2 受託者は、建物や器物に損傷を与え又は異常を認めた場合は、直ちに監督員又は委

託者へ報告するものとする。

(服務規律)

第8条 受託者は、業務員に受託者が指定する制服、名札を着用させると共に、常に清潔を保たせるものとする。

2 業務員は、ガソリン、ベンジン等引火性の危険物を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、衛生にも留意するものとする。

3 業務員は、電気、ガス、水道の使用に当たっては、極力節減に努めるものとする。

4 業務員は、水の使用に当たっては、機械、電気装置等の保安に注意するものとする。

5 業務員は、清掃器具の使用による衝撃又は湿気等で建物、器物等を損傷しないよう注意するものとする。

6 業務員は、清掃対象が公共施設であることを十分認識し、礼儀正しく品行を慎み外来者等に対しては親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があってはならない。

7 業務員は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。

(資料等の整理、保管)

第9条 受託者は、業務上必要な関係図面及び関係書類等を整理保管しておかなければならない。

2 受託者は、支給された消耗品及び予備品を所定の場所に保管し、在庫管理を行うものとする。

(負担区分)

第10条 業務に必要な資材等の負担区分等は次のとおりとする。

(1) 委託者の負担

電気、ガス及び水道の料金、トイレットペーパー等の消耗品(特記仕様書に定めるもの)

(2) 受託者の負担

ア 清掃に使用する全ての材料及び機械器具

イ 園内又は館内通話を除く受託者の使用する電話料金

ウ 特記仕様書に定めるもの以外の消耗品

(3) 消耗品の使用状況報告

受託者は、委託者が支給した消耗品の使用状況について、特記仕様書に定める様式により毎月監督員へ報告するものとする。

こども動物自然公園清掃等業務 特記仕様書

この仕様書は、令和6～10年度こども動物自然公園清掃等業務委託の概要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない細部の事項にも誠意を持って行うものとする。

1 目的

乙は、公園内外の環境を衛生的に保持し、公園利用者並びに来訪者に対して常に清潔かつ快適な環境を提供すると共に、公園施設の運営・維持管理に協力し公園施設・設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 業務の範囲

次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行うこと。

- (ア) 管理棟清掃・管理棟トイレ清掃
- (イ) 森の教室清掃
- (ウ) 休憩舎・ガゼボ・中央売店・授乳室清掃
- (エ) コアラ舎・エデュケーションハウス清掃
- (オ) 野外ステージ清掃
- (カ) 広場等清掃
- (キ) 園路清掃
- (ク) 河川敷清掃
- (ケ) 人工池清掃
- (コ) 園内トイレ清掃
- (サ) 園外路周辺清掃
- (シ) 駐車場・ロータリー清掃
- (ス) 歩行者デッキ（コバトンロード）清掃
- (セ) 東園駐車場からカンガル一舎西側までの職員用通路清掃
- (ソ) 一般ごみの回収、分別、運搬
- (タ) 電気・水道設備等維持管理
- (チ) こどもの城館内清掃
- (ツ) こどもの城展示物清掃
- (テ) こどもの城電気・空調機械設備等の巡視、点検、検針

3 実施体制

- (ア) 乙は、契約の履行のために必要な人員を配置して、業務の完璧を期するよう努めること。なお、業務責任者は、設備の運転・監視・日常的な点検保守業務及び清掃等業務について作業の内容判断が出来る技術力・技能を有し、かつ、清掃等業務において3年以上程度の実務経験を有し業務員を指揮監督できる者を充て、業務の実施中は受託施設に常駐させること。また、業務員は身元確実な誠意のある者を従事させること。
- (イ) こども動物自然公園の建物（こどもの城含む）及び園地等の清掃（床ワックス塗磨き・ガラス清掃及び照明器具清掃を除く）ゴミ分別作業について、令和6・7・8・10年度は1年間で2,247人・日程度、令和9年度は1年間で2,254人・日程度の作業量（業務責任者の作業を含む）とする。
ただし、新たに機械等を導入することにより省力化が見込める場合は、監督員と協議のうえ、上記作業量を減らすことができる。
作業実施の詳細については、特記仕様書に定めるほか、監督員と協議のうえ決定する。
- (ウ) 1人・日の作業量とは、人員1人で8時間の作業量とする。

4 業務の実施

本仕様書は、清掃及び電気・水道・機械設備等の巡回・検針・点検業務等の内容について示すものであるが、記載のない事項であっても、業務の性質上実施しなければならないもの及び甲と乙が協議して定めた事項は、業務責任者及び業務員に周知徹底し誠実に実施するものとする。

業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 留意事項

- (ア) 業務の実施にあたっては、常に発注者及び関係業務先と密接な連絡をとり、施設の運営状況を考慮して業務を実施すること。
- (イ) 火気の手扱いは十分注意をし、危険物(ガソリン等)を使用する場合は火気及び衛生等にも留意すること。
- (ウ) 電力、ガス、水道水の使用にあたっては節減に努めること。
- (エ) 水を使用するにあたっては、展示物、器械、電気装置等の保全に注意すること。
- (オ) 清掃等の際、建物、品物等を損傷しないように注意すること。

(2) 清掃等作業実施予定表の提出

乙は、契約を履行するため、毎月末日までに清掃等作業実施予定表(様式第1号、様式第9号)により翌月分の予定表を監督員に提出し、承認を受けること。

(3) 作業実施報告書等

乙は、その日の業務状況を明らかにさせるため、清掃等作業実施報告書(様式第2号、様式第10号)及び従事者別勤務実績表(様式第3号)により、業務報告書を作成し、毎日監督員に提出すること。その他監督員が必要と認め提出を求めた書類があれば提出すること。

5 服務規律

乙は、業務責任者及び業務員に対し、次の事項を服務規律として遵守させること。

- (1) 乙が指定する制服を着用させ、常に清潔を保たせなければならない。
- (2) 各作業の対象が公共施設であることを十分に認識し、礼儀正しく品行を慎み、外来者等に対しては親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があってはならない。また、外来者等に常に見られていることを意識し、あいさつを励行すると共に、不必要な私語・態度等をとることがないように注意すること。
- (3) 勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。

6 軽微な変更

仕様書に基づく業務に軽微な変更を生じた場合、甲乙協議の上これを軽微な変更として取り扱い、業務範囲内にて実施するものとする。

7 仕様書に不適合な場合の措置

業務が仕様書等により不適合と甲が認めた場合はその手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

8 緊急時の処置

- (1) 乙は、事故等の早期発見、事故等の未然防止に努めるとともに、火災、停電、断水、その他の災害が発生した場合は、速やかに関係部署に連絡し適切な措置を行うものとする。
- (2) 乙は、業務実施中に施設設備に関する異常を発見したときは、可能な措置を講じるとともに、ただちに監督員へ通報するものとする。
- (3) 乙は、建物や機械、器物に損傷を与え、または異常を認めた場合は、ただちに監督員に報告するものとする。

9 守秘義務

乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び終了期間後も同様とする。

10 負担区分

- (ア) 乙が使用する電話の料金は園内電話を除き乙の負担とする。
- (イ) 清掃に使用する機械、器具等は乙の負担とする。
- (ウ) 業務実施に必要な用具・消耗品等は原則として乙の負担とする。ただし、衛生消耗品（トイレトーパー、ビニール袋等）は甲の負担で調達し乙に支給したものを使用すること。その使用状況については消耗品等受払簿（様式第4号）により毎月監督員に報告すること。
- (エ) 業務を履行するために必要な電気、水等は、甲の負担とする。ただし、使用にあたっては節減に努めることとし、乙の過失により必要以上に使用した場合、甲は乙に対しその使用に係る料金を請求することが出来るものとする。
- (オ) 業務を履行するための机、ロッカー、資材置き場等は甲が貸与する。
- (カ) 工具、測定機器類は、甲が貸与する。ただし、貸与物に損害を与えた場合は、乙の負担により修復すること。
- (キ) 補修に必要な材料、部品類は甲の負担とする。
- (ク) 軽微な修理及び整備については乙の負担で行うこと。

11 清掃の内容

乙は、別紙清掃基準により下記のとおり実施する。

(1) 日常清掃

【建物清掃】

- (ア) トイレ、洗面台、湯沸所、流し清掃は水洗い又は薬液類によって清掃することとし、水石鹼、トイレトーパーの補充を行うこと。
- (イ) 野外ステージ上の掃き掃除、客席の掃き掃除等を行うこと。
- (ウ) こどもの城清掃において、カーペット等は掃除機で表面を損傷しないように吸じんを行い、他の床材については掃き清掃とともに床面に付着したゴミも取り除くこと。その際、軽易に移動できる物品等は移動のうえで掃除をすること。このほか、机の雑巾がけ、くずかごの処理、手摺などの金属磨き、ちり払い等を含むものとする。
- (エ) こどもの城の展示物（造形物）にあつては、付着した汚れ等の取除き、ちり払い、雑巾がけ、ガラス磨き、手摺などの金属磨きを行うこと。

【園内外清掃】

- (ア) 掃き清掃、路面に付着したゴミの取り除き、植え込み内・山林内（園路から2mの範囲）のゴミ拾い、くずかご、水飲場洗い、テーブル及びベンチ、落ち枝、落ち葉清掃を行うこと。（こどもの城館外についても同様）
- (イ) トイレの清掃、トイレトーパーの補充及び点検を行うこと。
- (ウ) ゴミの回収、ゴミ集積所までの運搬を行うこと。
- (エ) 河川敷（水面内含む）のゴミ拾い、掃き清掃、簡易な洗浄清掃を行うこと。
- (オ) 天馬の塔の雑巾拭き、掃き掃除、ガラス磨きを行うこと。
- (カ) 噴水、滝の中のゴミ拾い、置物の磨きを行うこと。
- (キ) 開催期間中の人工池の清掃、ゴミ拾いを行うこと。

(2) 定期清掃

【建物清掃】

- (ア) ワックス塗り磨きは、床を床用洗剤を使用して洗いを行いモップ等で清掃のうえワックスを塗布した磨き出しをすること。
- (イ) こどもの城の窓ガラス清掃は、内側・外側とも洗剤を用いて汚れ除去のうえで磨き出し、窓サッシは洗剤で洗いよく拭き取ること。

(ウ) こどもの城における天井灯具の拭き掃除は通路、ホール、劇場、事務所、機械室、エレベーター内、便所、授乳室、スロープ及び階段等共用部分とする。

(3) 電気・水道設備等維持管理、こどもの城電気・空調機械設備等の巡視、点検、検針

【日常管理】

(ア) 受水槽及び園内の電気・水道設備の巡視

(イ) 滝装置、噴水装置等の操作、管理及び水の維持を行うこと。

(ウ) 開催期間中の人工池（ジャブジャブ池）の管理及び水の維持を行うこと。

(エ) こどもの城内の電気・空調機械設備の巡視・確認点検

(オ) 日常巡視点検記録（様式第5号）に基づく園内の電気及び水道量メーター等確認及び測定・検針、並びに、こどもの城空調設備の確認及び測定・検針。

【定期管理】

指定施設及び電気・水道設備等における月末または月始の異常の有無や状況確認、検針及び使用量を、受配電設備報告書（様式第6号）及び電気・水道使用量報告書（様式第7号）及び給水排水記録表（様式第8号）にて報告

12 その他

この仕様書について疑義が生じた場合、甲乙協議して処理するものとする。

清 掃 基 準

《建物・園内外等 清掃基準（こどもの城を除く）》

区分	内容	内 容	実 施 回 数	備 考
建 物	管理棟（トイレ1階）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般清掃 ・床面の除塵、水又は洗剤拭き。 ・洗面器、洗面台、各便器、鏡、棚の清掃。 ・屑入れの内容廃棄物処理、容器の清掃。 ・石鹼水補充、トイレトーパー交換 ・金属磨き、ガラスの部分磨き 	毎 日	タイル
	管理棟（トイレ2階）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般清掃 ・床面の除塵、水又は洗剤拭き。 ・洗面器、洗面台、各便器、鏡、棚の清掃。 ・屑入れの内容廃棄物処理、容器の清掃。 ・石鹼水補充、トイレトーパー交換 ・金属磨き、ガラスの部分磨き 	随 時	随 時
	管理棟（管理課、業務課、会議室、レクチャールームほか）	床面ワックス塗磨 床用洗剤により水洗い 後ワックス塗り磨き 【763㎡】	4回/年	ビニール床シート
	森の教室	床面ワックス塗磨 床用洗剤により水洗い 後ワックス塗り磨き 【162㎡】	4回/年	ビニール床シート
	休憩舎・ガゼボ・中央売店・授乳室	一般清掃 掃き掃除 床面清掃 水拭き	毎 日	
ガゼボ食堂部分 ガゼボ授乳室 中央売店授乳室	床面ワックス塗磨 床用洗剤により水洗い 後ワックス塗り磨き <ul style="list-style-type: none"> ・ガゼボ食堂部分 【70㎡】 ・ガゼボ授乳室 【16㎡】 ・中央売店授乳室 【30㎡】 	6回/年	ビニール床シート	
コアラ舎・エデュケーションハウス	観覧通路一般清掃	随 時	タイル又は擬木	
野外ステージ	掃き清掃含む一般清掃	随 時	レンガ敷	

園 内 外 等	広場等	メインゲートから進入路、エントランス広場、噴水広場、自由広場、キリンテラス、ポニー乗馬コーナー、どんぐりのもり、フラミンゴコーナー、なかよしコーナー、乳牛コーナーからペンギンヒルズまでの各コーナー、ペンギンヒルズからシカとカモシカの谷までの各コーナー、カンガルーコーナー、彩ポップ停留所、ピクニック広場、冒険の森アスレチック、橋周辺、こどもの城館外における掃き掃除含む一般清掃、ゴミ拾い（植え込み内や園路等から 2mの範囲程度の山林内も含む）、ゴミの回収、運搬、分別水飲み場洗い	毎日 随時	
	園路	大、中園路における掃き掃除を含む一般清掃 ゴミの回収、運搬、分別	毎日	
	河川敷	掃き掃除含む一般清掃	随時	
	人工池 (ジャブジャブ池)	水洗い又は高圧洗浄にて清掃	期間中毎日	
	園内トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般清掃 ・ 床面の除塵、水又は洗剤拭き。 ・ 洗面器、洗面台、各便器、鏡の清掃。 ・ ベビーシート、ベビーキープ、棚の清掃。 ・ 屑入れの内容廃棄物処理、容器の清掃 ・ 石鹸水補充、トイレトーパー交換 	毎日	タイル
	園外路周辺	掃き掃除、ゴミ拾い、ゴミの回収、運搬、分別	毎日	
	駐車場、ロータリー	掃き掃除、ゴミ拾い、ゴミの回収、運搬、分別	年120日	
	歩行者デッキ (コバトンロード)	掃き掃除、ゴミ拾い	随時	木板
	東園駐車場からカンガルー舎西側までの職員用通路	掃き掃除、ゴミ拾い	随時	
電気・水道設備等維持管理	電気メーター	巡視、点検、検針	毎日	
	水道メーター	巡視、点検、検針	毎日	

《こどもの城 清掃基準》

内 容		内 容	実施回数	備 考
区 分				
建 物	館 内	床清掃から一般清掃まで 便所、洗面所、湯沸所の清掃、石鹼水、トイレットペーパー交換含む 手摺などの金属磨き、ガラスの部分磨き	毎 日 随 時	
		床面ワックス塗磨 床用洗剤により水洗い後塗り磨き 【785㎡】 ガラス清掃 洗剤による磨き 【122㎡】 照明器具 拭き掃除 【401個】 家具類及びベンチ類 洗剤による磨き カーペット清掃 洗剤による磨き	6回/年 6回/年 1回/年 随 時	ビニール床シート
物	展 示 物	合成皮革 付着した汚れの取り除き、塵払い洗剤による磨き FRP造形物 付着した汚れの取り除き、塵払い 木工造形物 付着した汚れの取り除き、塵払い ガラス磨き 付着した汚れの取り除き、塵払い 手摺などの 金属磨き	随 時	
電 気・空調機械設備等	電気設備	巡視、点検、検針	毎 日	
	空調設備	巡視、点検、検針	毎 日	

※「毎日」とは、休園日を除く日とする。

清掃等作業実施予定表（令和 年 月分）

様式第1号（建物・園内外等）

種別	種別	清掃内容	実施回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
建物	管理棟トイレ(1F)	一般清掃	毎日																																	
		金属磨き、ガラスの部分磨き	随時																																	
	管理棟トイレ(2F)	一般清掃	随時																																	
	管理棟、森の教室	床面ワックス塗り磨き	年4回																																	
	休憩舎・ガゼボ・中央売店授乳室	一般清掃、床面清掃	毎日																																	
	ガゼボ食堂部分・授乳室	床面ワックス塗り磨き	年6回																																	
	コアラ舎・エデュケーションハウス	観覧通路一般清掃	随時																																	
	野外ステージ	掃き清掃含む一般清掃	随時																																	
園内外	広場等	掃き清掃含む一般清掃、ゴミの回収、運搬、分別	毎日																																	
		水飲み場洗い	随時																																	
	園路	掃き清掃含む一般清掃、ゴミの回収、運搬、分別	毎日																																	
	河川敷	掃き清掃含む一般清掃	随時																																	
	人工池	水洗い又は高圧洗浄にて清掃	期間中毎日																																	
	園内トイレ	一般清掃	毎日																																	
	園外路周辺	掃き清掃、ゴミ拾い	毎日																																	
	駐車場・ロータリー	掃き清掃、ゴミ拾い	年120日																																	
	歩行者デッキ	掃き清掃、ゴミ拾い	随時																																	
東園駐車場からカンガルー舎西側までの職員用通路	掃き清掃、ゴミ拾い	随時																																		
道電設備・等水	電気メーター 水道メーター	巡視、点検、検針	毎日																																	

令和 年 月分の清掃作業は、上記予定表により実施します。

※「毎日」とは、休園日を除く毎日とする。

公益財団法人埼玉県公園緑地協会
こども動物自然公園管理事務所
監督員 様

会社名
代表者名



清掃等作業実施報告書

令和 年 月 日()

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

こども動物自然公園管理事務所

監督員

様

担当

Ⓜ

種別	種別	清掃内容	実施回数	記事	人員
建物	管理棟トイレ(1F)	一般清掃	毎日		
		金属磨き、ガラスの部分磨き	随時		
	管理棟トイレ(2F)	一般清掃	随時		
	管理棟、森の教室	床面ワックス塗り磨き	年4回		
	休憩舎・ガゼボ・中央売店授乳室	一般清掃、床面清掃	毎日		
	ガゼボ食堂部分・授乳室	床面ワックス塗り磨き	年6回		
	コアラ舎・エデュケーションハウス	観覧通路一般清掃	随時		
	野外ステージ	掃き清掃含む一般清掃	随時		
園内外	広場等	掃き清掃含む一般清掃、ゴミの回収、運搬、分別	毎日		
		水飲み場洗い	随時		
	園路	掃き清掃含む一般清掃、ゴミの回収、運搬、分別	毎日		
	河川敷	掃き清掃含む一般清掃	随時		
	人工池	水洗い又は高圧洗浄にて清掃	期間中毎日		
	園内トイレ	一般清掃	毎日		
	園外路周辺	掃き清掃、ゴミ拾い	毎日		
	駐車場・ロータリー	掃き清掃、ゴミ拾い	年120日		
	歩行者デッキ	掃き清掃、ゴミ拾い	随時		
	東園駐車場からカンガルー舎西側までの職員用通路	掃き清掃、ゴミ拾い	随時		
水道・電気・電設等	電気メーター 水道メーター	巡視、点検、検針	毎日		

備考	
----	--

様式第5号

日常巡視点検記録

令和 年 月 日()

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

こども動物自然公園管理事務所

監督員

様

担当

印

	10時	14時	
天候			
気温(°C)			

項目	判定	備考
受水槽		
噴水・滝装置		
電気施設		

* 判定 ○要修理 △要注意 V良好

水道・電気量調						
項目	当日検針	前日検針	使用量	月計	累計	
上水道(恐竜)						m ³
上水道(二次区域)						m ³
上水道(こどもの城)						m ³
上水道(東園)						m ³
下水道(東門)						m ³
電気(東門)						kwh

※二次区域(クロスカントリーコース)量水計はこどもの城付近

こどもの城

ヒートポンプチラーユニット(こどもの城)									
時刻	室内気温	空調機	還風機	空冷ヒートポンプチラーユニット					
				ファン電流	No.1	No.2	ポンプ圧力	水温(入口)	水温(出口)
9:00									
13:30									
16:00									

* 判定 ○要修理 △要注意 V良好

備考	
----	--

受配電設備報告書

施設名 こども動物自然公園

令和 年 月 日 ()

対象	項目	計器の異常及び指示	表示灯の異常及び指示	標識の状況	保護状況	布設部の無断掘削	受と刃の接触	過熱 接触 接続部	変色	ゆるみ	汚損・異物の付着	油 コンパウンド漏れ	損傷 亀裂	発錆	振動	音響	温度	変形	ヒューズの異常	操作及び切換開閉器	高さ及び離隔距離	備考	
断路器																							
遮断器																							
開閉器類																							
母線																							
変圧器																							
計器用変成器																							
避雷器																							
受配電監視盤																							
電力用コンデンサ																							
幹線																							
支持物																							
引込線																							

(備考) 点検要 点検不要 【判定】 ○要修理 △要注意 V良好

電気・水道使用量報告書

令和 年度

月分 (令和 年 月 日 ~ 月 日)

No.	電気	使用場所	月 検針 / (kwh)	月 検針 / (kwh)	使用量 (kwh)
1	"	売店 動力			
2	"	" 電灯			
3	"	改札口(自販機)			
4	"	出札前(自販機)			
5	"	牛舎(自販機)			
6	"	観察小屋電灯(自販機)			
7	"	" 電灯			
8	"	こどもの城前(自販機)			
9	"	東園ガゼボ 動力			
10	"	" 電灯			
11	"	売店 電灯			
12	"	中央カプセル 動力			
13	"	" 電灯			
14	"	中央売店 動力			
15	"	" 様			
合 計					
備考					

No.	水道	使用場所	検針 / (m³)	検針 / (m³)	使用量 (m³)
1	"	駐車場(トイレ)			
2	"	なかよし(トイレ)			
3	"	牛舎(トイレ)			
4	"	小動物(トイレ)			
5	"	恐竜(トイレ)			
6	"	観察小屋			
7	"	こどもの城前(トイレ)			
8	"	東園 ガゼボ			
9	"	" 売店			
10	"	中央売店			
11	"	中央東(トイレ)			
12	"	中央西(トイレ)			
13	"	カナル(トイレ)			
14	"	二次区域			
合 計					
備考					
※二次区域(クロスカントリーコース)量水計はこどもの城付近					

令和 年 月分 給水排水記録表

こども動物自然公園

名称 日・曜日	上水道(恐竜) 使用量 (口径100mm) m ³	上水道(二次区域) 使用量 (口径50mm) m ³	上水道(こどもの城) 使用量 (口径25mm) m ³	上水道(東園) 使用量 (受水槽・口径40mm) m ³	下水ポンプ(東園)		下水道(東門) 使用量 (流量積算計) m ³	北園下水ポンプ	
					汚物ポンプ No.1	汚物ポンプ No.2		汚物ポンプ No.1	汚物ポンプ No.2
前月末									
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
合計									
稼働平均日	日								

※二次区域(クロスカントリーコース)量水計はこどもの城付近

清掃等作業実施予定表（令和 年 月分）

様式第9号(こどもの城)

種別	種別	清掃内容	実施回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
建物	館内	一般清掃及びトイレ清掃	毎日																																
		手摺などの金属磨き、ガラスの部分磨き	随時																																
		床面ワックス塗り磨き	年6回																																
		ガラス清掃	年6回																																
		照明清掃	年1回																																
		家具類及びベンチ類	随時																																
		カーペット清掃	随時																																
	展示物	合成皮革	随時																																
		FRP造形物	随時																																
		木工造形物	随時																																
ガラス磨き、金属磨き		随時																																	
調電 備機 等械 設空	電気設備	巡視、点検、検針	毎日																																
	空調設備	巡視、点検、検針	毎日																																

令和 年 月分の清掃作業は、上記予定表により実施します。

※「毎日」とは、休園日を除く毎日とする。

公益財団法人埼玉県公園緑地協会
こども動物自然公園管理事務所
監督員 様

会社名
代表者名

Ⓜ

清掃等作業実施報告書

令和 年 月 日()

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

こども動物自然公園管理事務所

監督員

様

担当

印

種別	種別	清掃内容	実施回数	記事	人員
建物	館内	一般清掃及びトイレ清掃	毎日		
		手摺などの金属磨き、ガラスの部分磨き	随時		
		床面ワックス塗り磨き	年6回		
		ガラス清掃	年6回		
		照明清掃	年1回		
		家具類及びベンチ類	随時		
		カーペット清掃	随時		
	展示物	合成皮革	随時		
		FRP造形物	随時		
		木工造形物	随時		
ガラス磨き、金属磨き		随時			
電機設備・空調機等	電気設備	巡視、点検、検針	毎日		
	空調設備	巡視、点検、検針	毎日		

備考	
----	--



こども動物自然公園
委託箇所

東松山市

東松山市

東松山

鳩山町

坂

坂戸

坂

坂

坂



こども動物自然公園
委託箇所

東松山市

東松山市

東松山

鳩山町

坂

坂戸

坂

坂

坂

令和6～10年度子ども動物自然公園清掃等業務委託 施設配置図

埼玉県子ども動物自然公園 MAP



HPIはこちら

※動物の表示は変更している場合があります。



- ### 東園
- ① コアラ・ナマケモノ・イワウラビー
 - ② カンガルーコーナー
クオッカアイランド
 - ③ オーストラリア区の鳥
 - ④ カビバラ・ウラビー広場
 - ⑤ エミュー
 - ⑥ シカとカモシカの谷

- ### 北園
- ⑦ キリンテラス・ハイラックス
 - ⑧ ポニー・乗馬コーナー
 - ⑨ シラコバト・ニホンキジ
 - ⑩ コツメカウソウ・びよんびよん村
 - ⑪ なかよしコーナー
 - ⑫ フクロウ・ニホンリス
 - ⑬ フラミンゴ・ツル
 - ⑭ 乳牛コーナー・カンムリシロムク
 - ⑮ マヌルロック
 - ⑯ ミーアキャット
 - ⑰ プレーリードッグ・ヤブイタ
 - ⑱ レッサーパンダ
 - ⑲ 小動物舎 ecoハウチュー
 - ⑳ ペンギンヒルズ・プーズー
 - ㉑ 整備中
 - ㉒ サイチョウ・こうのいけ
 - ㉓ クジャク・シラコバト整備ゲージ
 - ㉔ キツネザル



- | | |
|----------|-------------|
| 📦 忘れ物 | 📍 AED |
| 📍 案内所 | 🏠 飲食店 |
| 🅑 駐車場 | 👶 授乳室 |
| 🍽️ レストラン | 🚗 ベビーカーレンタル |
| 🍷 軽食 | 🏠 コインロッカー |
| 🏪 売店 | ☎️ 公衆電話 |
| 🚻 トイレ | 📄 自動販売機 |
| | 📺 彩ポツポツ観望場 |
- 園路
 〰️ かいだん 〰️ じゃり道
 彩ポツポツ経路

- ### その他
- ① ピアトリクス・ポター資料館
 - ② どんぐりのもり
 - ③ 森の教室
 - ④ こどもの城
 - ⑤ コバトンとりて
 - ⑥ 冒険の森アスレチック

- ### 売店・レストラン
- ① キリン売店
 - ② もりカフェ
 - ③ 中央売店
 - ④ オーパル (飲食売店)
 - ⑤ コアラ売店
 - ⑥ レストランガゼボ

🚭 ※敷地内は駐車場を含め、全面禁煙です。

